

日本語の可能表現の形態と意味

洪 競 春

1. はじめに

現代日本語には、あるものが何ごとかをすることができる状態にある、または、そのことをする能力がある、ということを表わすのに、

- ① 吉田さんは英語が話せる。
- ② この本なら、子供でも読めるだろう。
- ③ そんな話は、私にはとても信じられない。
- ④ このきのこは毒があって食べられない。
- ⑤ 今日では、その核酸だけを細胞のなかからとりだすことができる。
- ⑥ 風が強くて、かさをさすこともできない。
- ⑦ それは十分に考えうことだ。
- ⑧ 彼が犯人だということは絶対にありえない。

のような言い方がある。言うならば、①・②の「話せる」「読める」と③・④の「～られる」及び⑤・⑥の「～(する) ことができる」、⑦・⑧の「～うる」は、いずれも可能の意味を表わすものであって、一般的に「可能表現」と規定されており、形態的な違いを除けば、一見これらの例文は同類のように見える。が、しかし、よく観察してみると、判然とした意味的な相違が潜在しており、単に「可能」という概念では包みきれないことがうかがわれる。本稿の目的は、先学の研究を踏まえながら、そういった可能表現の諸形式の有している性質や使われ方を考えるところにある。特に、諸形式間に見られる性質や使われ方のうち、場面や文脈によって導き出される文法的な意味の相違を取り出すところに、本稿の眼目が存する。

2 可能表現の形態と意味的関連について

日本語の文法としては、「れる・られる」をもって、「受身・可能・自発・尊敬」の意味を表わすことができる。したがって、可能表現も受身・自発・尊敬と同様に、文法的な態の一つとして捉えるべきものということになるのである。

- ⑨ ぼくは富士山にのぼれる。
- ⑩ 大通りまで出れば、タクシーはすぐ拾える。

⑪ 宵っぱりなので、どうも朝は早く起きられない。

⑫ この機械はだれにでも組みたてられる。

言うまでもなく、上の⑨・⑩の「のぼれる」「拾える」と⑪・⑫の「起きられる」「組みたてられる」は共に可能の意味を表わす表現形式である。この両者は、形態的には前者が五段活用動詞から派生したもの（可能動詞とも言うべき）であり、後者が一段活用動詞に「られる」が添えられたものである、という違いがあるのみであろう。五段活用動詞の場合も本来は「前に一度行ったことがあるから、一人で行かれます」とか「そんなに一度に飲まれないよ」とかいったように「れる」を添えることによって可能を表わしたようであるが、現在では確かに「行かれる」の形が用いられる程度で、一般に可能動詞の形、つまり、語尾「～u」を「～e r u」に変えた形に移行し定着しつつある。しかし、同じ五段動詞であっても、特に、次の成句の、

⑬ 友達に止むに止まれぬ気持ちから忠告したが、無視された。

⑭ 本当に泣くに泣かれぬ気持ちだった。

⑮ 世の中の、言うに言われぬ苦しみをさんざんなめてきた人だけあって……

などでは、この形が固定していて、「友達に止むに止めぬ気持ちから忠告したが、無視された」「本当に泣くに泣けぬ気持ちだった」「世の中の、言うに言えぬ苦しみをさんざんなめてきた人だけあって……」などの方がむしろふつうでないとされている。

ところで、「ら」ぬき言葉が指摘されて久しいが、近年、国語学者の心配をよそに、限られた範囲ではありながらも増える一方である。たとえば、次の⑯～㉚がそれである。

⑯ わたしは今すぐでも出れるわよ。

⑰ 東京では世界じゅうの料理が食べれるそうだ。

⑱ 先週はかぜをひいて来れなかった。

⑲ この洋服はどこも痛んでいないから、まだ着れる。

⑳ あしたのあさ、何時に起きれますか。

上例⑯～㉚の「出れる」「食べれる」「来れる」「着れる」「起きれる」は「ら」ぬき言葉の代表的な形であるが、口頭語では現に頻繁に使われており、使用者はもちろんのこと、聞き手もなんの違和感も感じないそうである。これは、五段活用動詞の可能表現「乗れる」「作れる」「帰れる」「語れる」などの類推から生じたと考えられるが、規範的な立場からはいずれも誤用であると言われながらも既に確実に一般化している。正しくは、「出られる」「食べられる」「来られる」「着られる」「起きられる」というべきであろう。しかし、このような用法は、恐らく今後ますます普及し、増加の一途をたどるであろうことから、あながち誤用とは言えなくなるのではないかと思われる。最近、「日本語の乱れ」を嘆く人々の警告にもかかわらず、「行けれど」「飲めけれど」「書けれど」といったような表現も氾濫するようだが、語幹につづく形態素の重複から観てもこれは伝統的な語形や用法と対立するものであって、とうてい標準的な形とは言い難い。どちらかと言うと、限られた地域の言葉であるとしか言いようがないのである。

なお、これらの可能を表わす表現形式では、一般的には、「～を～する」という文型と助詞「を」によって示される動作の対象が凡そ次のように「が」によって表わされる。つまり、これは格の移動とも言うべきものであろう。ただし、この場合にも「が」で示されるものは主語ではなく、対象語である、ということになる。

- ㉑ 私も難しい大学の入学試験を受ける。
- ㉒' 私も難しい大学の入学試験が受けられる。
- ㉓ 花子は中国語の新聞を読む。
- ㉔' 花子は中国語の新聞が読める。
- ㉕ テープレコーダーがなくても英語を教える。
- ㉖' テープレコーダーがなくても英語が教えられる。
- ㉗ 太郎は宿題の問題をとく。
- ㉘' 太郎は宿題の問題がとける。

しかし、次の㉗・㉘・㉙のような場合は、対象語と述語動詞の間にはかの言葉が介在してその間が離れると、「を」格はそのままにしておくのが普通である。

- ㉗ 6才の子供が英語を辞書なしであんなにすらすらと読めるとは知らなかった。
- ㉘ 気功師が弟の病気を何も使わずにこんなにはやくなおせるとは思いもよらなかった。
- ㉙ 彼は修士論文をワープロなしで作成できた。

このような可能表現については、「～が～が～れる／られる」という形にすると、二重主格文ができてしまうのではないかと誤解されやすい、と従来も指摘されているが、それを避けるためにも、原則として動作の主体を「が」格で表わしたならば、対象語は「を」格で表わさなければならぬ。このように観てくると、確かに、上例㉗・㉘・㉙をそれぞれ「6才の子供が英語が辞書なしであんなにすらすらと読めるとは知らなかった」「気功師が弟の病気が何も使わずにこんなにはやくなおせるとは思いもよらなかった」「彼は修士論文がワープロなしで作成できた」というふうに、対象語を「が」格で表わしたらかえって不自然な表現になってしまうことがわかる。これと同様に、「友達を助ける」という言葉を想定し、それを可能表現にするような場合、「友達が助けられる」とすると、「助ける」行為を行なう主体とまぎれたり、受身の表現に誤解されたりすることになりかねないので、「友達を助けられる」と「を」をそのままに用いるべきである。

こうなると、自動詞（それも移動の意味を表わすもの）の可能態の文と同じく、述語動詞がふつうの形から可能形に変わっても助詞の「を」はもとのままで変わらない。ということになる。

- ㉚ 川沿いの道を一人で歩けるようになった。
- ㉛ 世の中には、要領よく世を渡れる人もいれば、世渡りの下手な人もいる。
- ㉜ 私たちは毎日三度のご飯を食べなければ生きられない。
- ㉝ 君がいなくとも、おれは一人で暮らせる。
- ㉞ ぼくは六時半には会社を出られる。

⑯ 新幹線「ひかり」は、東京、大阪間を三時間で走れる。

上例⑮～⑯の、述語動詞がいずれも自動詞であることは言わずもがなである。特に、⑭・⑮の場合、主体の行為に対して、受け手がないのだから、当然ながら主格を表わす助詞はそのままでいい。更に、⑯・⑰・⑱・⑲の「川沿いの道を歩ける」「世を渡れる」「会社を出られる」「東京、大阪間を走れる」の述語動詞はいずれも場所の移動を表わす自動詞であるゆえ、補格助詞の「を」は変える必要がない。つまり、ここには、格の移動が生じないわけである。ところが、「橋が台風で流され、川が渡れなくなった」といったような文では、一見して、「川を渡れる」が「川が渡れる」というふうに、格の移動が生じたかのように見えるが（勿論、そう解してもかまわないが）実は「橋がどういう状態にあるか」「川がどうなっているのか」に対して、「流された」「渡れなくなった」という形で、橋と川の現存状態を示しているところに重きがあるのではないかと思われる。

⑯ 鈴木さんはフランス語も話すことができる。

⑰ 運転免許証がないので、車を運転することができない。

⑱ その程度のことは、誰でも考えうることである。

⑲ あの人なら借りたものをそのままにして返さないということもありうるよ。

「～(する) ことができる」も可能を表わす表現形式で、「られる」を伴った形や可能動詞などとほとんど変わりなく用いられる。上例⑯の「鈴木さんはフランス語も話すことができる」をそっくり「鈴木さんはフランス語も話せる」に入れかえても、実質的には全く変わりがなく、単に異なる形式を用いて、表現に変化を持たせただけであって、意味的変化は見られない。このように両者の違いを求めるることは極めて困難であるが、強いて言えば、「れる・られる」は「受身・可能・自発・尊敬」という意味を表わすことができるので、場合によってはまぎらわしくなりやすい、ということになろう。それに対して、「～(する) ことができる」は意味の記述がより正確になるし、可能（または不可能）な事態を強調して表わそうとする含みもこめられているようである。散文的な文学作品や科学的な説明文及び法律、公文書などとなると、「～(する) ができる」の方がはるかに多く使われているという事実は先学によって指摘されているところである。しかし、「彼はフランス語も話せる／話すことができる」と「フランス語は話すこともできる」といった場合、日本語を解する人は誰でも主格と述語との意味関係の相違を確かめられると思われる。つまり、前者は「フランス語」以外の言語、たとえば、英語、ロシア語、中国語などと同様にフランス語が話せるという意味を表わしており、「話せる」「話すことができる」のどちらの形も用いることができる。後者は、フランス語を読むこと・書くことができるのに対して、話すことも可能だという意味を表わしており、この意味は「話せる」を使ったのでは表わしにくいのである。蛇足になるかも知れないが、このような表現について、日常日本語を駆使して生活している日本人であればおそらく問題にならないだろうと思われる。しかし、日本語を学ぶ外国人はこのような表現上の微妙な差異に留意することが必要であろう。⑲・⑳の「～うる」は「～(する) ことが

できる」の意を表わす古語的な表現であり、多く文章的な表現として、ある事柄の未来を予測する場合に用いられるようである。「うる」は文語の下二段活用動詞「う」の連体形であって、その打ち消しは「～えない」になる。また、口語形になると「える」に置きかえられて「～(し)える」という形になることもある。

3 文法的条件と意味的特徴

2においては、主に、どのような語の連なりが可能態の動詞を述語としてもつことができるか、ということを観た。次に、どのような文が成立するためにはどういう文法的条件が必要かということについて検討してみたい。

文法的条件のうち、最も重要なのはやはり可能の形をとりうる動詞の種類であると言わざるをえない。本来可能表現とは意志的なものであって、その動作主自身の内的条件や対象、或は取り巻く環境の外的条件によってその事態を実現させようという意志が可能か否かを問題にするのである。したがって、可能態をとることのできる動詞は意志的な動作を表わすものでなければならない。この点は受動態、特に直接受動態に類似していると言えるのであろう。

意志的な行為を表わす動詞には「歩く、読む、書く、食べる、死ぬ、作る、習う、話す、飲む、吸う、見る、笑う、起きる、教える……」などがあるが、これらは「歩ける、読める、書ける、食べられる、死ねる、作れる、習える、飲める、吸える、見られる、笑える、起きられる、教えられる」と言えるのである。それに対して、意志を超えた現象を表わすもの、つまり、非意志的なもの、～ショウ、～シロという形のとれないもの、たとえば次のようなものは、可能態をとることができない。

④ 雨が降る／やむ。あかちゃんが生まれる。声が聞こえる。物が落ちる。山が見える。中味がわかる。うわさが広まる。明かりが消える。技が決まる。傷がふさがる。

上例④の「わかる」は自発的に成り立つ事柄ゆえ、わざわざ「中味がわかることができる」とは言わないようである。これと同様に希望を表わす「たい」を添えて「わかりたい」にしたり、受身を表わす「れる・られる」を添えて「分かられる」にしたりすることも不可能である。更に、よく注意してみると、上例④はすべて自動詞であることがうかがわれるが、自動詞でも「川を泳ぐ」「道を歩く」など、可能態をとるものが多いから、これは自動詞・他動詞という区別とは別の問題であると考えなければならない。

⑤ 読書を好む。お世辞を嫌う。失敗を恐れる。成功を妬む。祖国を懐かしむ。別れを惜しむ。

⑥ 人類を愛する。人を尊敬する。不正を憎む。同級生を軽蔑する。

⑤・⑥はいずれも他動詞であり、感情を表わす動詞である点は完全に一致していると言えよう。しかし、同じ感情動詞でありながら、前者は、受身にはなるが可能にはならない。後者は受身・可能両方とも成り立つ。そうすると、これらの動詞は、いったい、どこが違うのだろうか。どちらもある対象を目指しての心の動きであり、感情主体から対象に視点をうつして、対象の側から

事柄を描きなおすことができる点も共通している。違うところと言えば、⑪類では、感情主が、対象に触発された、自然な心理的反応であるが故に、しいて理由を言えと言われても言いようがない、といった意味で、主体的とは言い難い心の動きを表わすのに対して、⑫は、感情主が主体的に、あるからかの理由で、ある感情を対象に対して抱くという点かと思われる。

- ④③ あんまりずうずうしいことをすると、人に嫌われるよ。 (受身)
④④ 私はどうしても彼を嫌えない／嫌うことができない。 (可能)
④⑤ あの老人は最も見識のある人としてみんなに尊敬されている。 (受身)
④⑥ 尊敬できる人物というのは、そうざらにはいません。 (可能)
④⑦ 彼ははじめて友達に妬まれているのに気づいた。 (受身)
④⑧ 私は友人の成功を妬むことができない。 (可能)
④⑨ 彼女は人に憎まれても平気でいる。 (受身)
④⑩ わたしはどうしても彼のことが憎めない／憎むことができない。 (可能)

なお、少數ながら、「進める」のように、自動詞「進む」の可能形とも、他動詞とも解釈可能なものもあるが、実際の文中では前後関係によって、二義的になるようなことはあまりないようである。しかし、「売れる」「とれる」「切れる」「焼ける」「とける」「われる」などのように形では可能動詞と同じでも、次の例のように、可能の意とは別の意を表わす場合も確かにがあるので、まぎれたりするようなことがないように注意を払う必要がある。(前出④'・④'は普通使用されない)

⑤① 東京へ引越すと言っても、この土地は命だから誰にも売れないよ／
 |
 | 売ることができないよ。 } (可能)
⑤② 新製品は飛ぶように売れた。 (自発)
⑤③ いくらお風呂で汗を流したところで、一日の疲れがとれる
 |
 | /疲れをとることができるはずがない。 } (可能)
⑤④ 天気がよかつたので、今年は米がたくさんとれた。 (自発)
⑤⑤ このナイフではなかなかきれない／きることができない。 (可能)
⑤⑥ 話の途中で、突然電話がきれてしまった。 (自発)
⑤⑦ 私はどうしてか卵がうまく焼けない／卵をうまく焼くことができない。 (可能)
⑤⑧ 真っ赤に焼けた夕焼け空を、ガンの列が飛んでいく。 (自発)
⑤⑨ 彼女の誤解が解けない／彼女の誤解を解くことができない。 (可能)
⑤⑩ 母がいっしょに謝ってくれて、ようやく父の怒りが解けた。 (自発)
⑤⑪ このくるみの殻は固いので、なかなか割れない／割ることができない。 (可能)
⑤⑫ ほくの打ったボールが窓に当たり、ガラスが音を立てて割れてしまった。 (自発)

普通の文法書によると、上例⑤～⑧は「可能文」・「自動詞文」とされている。本稿では、⑤⑨⑩⑪⑫はやはり可能態の文であるが、⑥⑦⑧⑩⑪⑫は自発態の文とし、自動詞の文とは一応区別する。

- ⑥₃ 中国の山水画は美術館へ行けば見られる。
- ⑥₄ ここからは、むつ湾が一望のもとに見え、はるかに北海道の山々も見える。
- ⑥₅ 時間がなくて山田先生の講演は聞けなかった。
- ⑥₇ 耳を澄ますと、遠くの波の音がかすかに聞こえる。

⑥₃・⑥₅の「見られる」「聞ける」という可能表現に対して、一種の自発表現ともとらえられる⑥₄・⑥₆の「見える」「聞こえる」という言い方がある。この両者の相違はどこに求めればいいのだろうか。よく観察してみると、およそ次のようなことが言えそうだ。前者は、動作主が何かを見る。あるいは、聞くといった意志や欲求を抱いた場合に、それを実現できる条件が整った状況に身をおくことが可能であるか否かを問題にする際に用いられるのである。後者は、何かを見る、あるいは、聞くことが可能だととらえられるような状況にあって、当人が現実にそれを実現しうるかどうかを問題にする場合に用いられるものである。換言すれば、動作主がその場におかれ、意志にはかかわりなく、ただ自然に何かが目に入ったり耳に達したりすれば、「見える」「聞こえる」となるのであり、また、動作主自身の視覚や聴覚に欠陥があったり、何かに妨げられたりすると、「見えない」「聞こえない」状態になるのである。

可能表現の中には、動作主が存在しない（省略されたのではない）表現がある。たとえば、

- ⑥₇ この井戸水は飲めますか？
- ⑥₈ この魚は食べられない。

といった表現であるが、この種の可能文は表面的には、自動詞の可能表現と同じように見える。しかし、もとになる動きの主体（一般に、人々、われわれ、あなた、彼、木村君）が一般化されて、問題にならない文では、判断文と同じく、「この井戸水は」「この魚は」というふうに「井戸水」「魚」が主語になり、「飲める」「食べられない」はそれらの性質をしめす述語になっていると解しても大過なさそうである。

- ⑥₉ この魚は木にのぼれる。
- ⑦₀ この魚は食べられる。

上例⑥₉の、自動詞の可能形に先行する「この魚」は、その自動詞によって表わされる動作を「するものであり、⑦₀の、他動詞の可能形に先行する「この魚」は、それを「されるもの」である、と解してもよさそうである。更に、言うならば、このような可能表現の内容は大きく二つに分けて考えることができる。本稿では、⑥₉のような型の可能表現を「能力可能」、⑦₀のようなものを「許容可能」（人によっては、「条件可能」「受動的可能」と呼ばれているもの）と呼ぶことにする。以下「能力可能」と「許容可能」の意味的特徴について、例文をとりあげながら、具体的に考察していきたい。例文の述語動詞には、原則として、「れる・られる」或は「～(する) ことができる」を添えることにする。

まず、「能力可能」と言えば、思いうかべるのは、可能動詞を述語に持つ文である。たとえば、
⑦₁ 花子はギョウザが作れる。

⑦ 彼はお酒が飲める。

⑧ ぼくは朝はやく起きられる。

といったようなものであるが、その動作、作用の主体に、ある事柄の実現を可能にする性質がそなわっている意を表わすものである。このたぐいの表現は、そっくり「～(する) ことができる」に入れかえることができるし、「～に～が～れる／られる」で表わすことも可能である。また、能力というものが物にそなわっている特性であれば、この種の文において、能力の所有者としてあらわれてくるのは、かならずしも人間に限られるわけではない。^⑨のように、人間以外のものをさししめす名詞も、主語の位置にあらわれる所以である。

⑩ 王水は金がとかせる／金をとかすことができる。

これらに対し、

⑪ この道をまっすぐ行けば、駅の前に出られる。

⑫ 日本ではこの動物はもう見られない。

⑬ 人の口に戸は立てられない。

⑭ この電話はどこへでもかけられる。

⑮ この島ではしおりゅう虹が見られる。

などは、動作、作用の対象に、ある事柄の実現を可能にする性質がそなわっていたり、その場の客観的な状況からある事柄の実現が許容されたり、認められたりする意を表わす、といったようなことがうかがわれる。つまり、「出られる」「見られない」「立てられない」「かけられる」「見られる」に対する、動作主がはっきりとあらわれてこないのが「許容可能」の特徴の一つである。

⑯ 私は生まれつき足が不自由で運動ができない。

⑰ 一生懸命勉強したのに、今日のテストは全然できなかった。

⑱ 彼は英語はできるけれども、フランス語はできない。

⑲ いくらなかでも一月三万円では生活ができない。

⑳ 今日は雨が降って試合ができない。

㉑ このホテルでは朝7時から食事ができる。

㉒～㉓のように、サ変動詞の可能表現は「できる」に入れかることによって表わされる。この場合にも、上に述べた用法と同じく、動作、作用の主体自身に何かを実現する性質や能力がそなわっている意を表わすものと、動作、作用を受ける対象や状況に何かを実現させる条件がそなわっている意を表わすものとがある。^㉔の「生まれつき足が不自由で、運動ができない」というのは、あきらかに、主体の能力に関する事であるが（㉕・㉖も同様）、述語動詞が同じである「グランドがぬかって、運動ができない」は、状況に関する事である（㉗・㉘・㉙も同様）、ということが察せられる。つまり、前者は「能力可能」であり、後者は「許容可能」である。「許容可能」のもう一つの特徴としては

㉚ あれさえかえてしまえば、すくなくとも金で買収されたという汚名だけはのがれること

ができる。

- ⑧⁷ きちんと文脈に沿って読み進めれば、内容をとらえることができる。
- ⑧⁸ 今年は雪もふんだんにあるそうだから、楽しいスキー旅行ができそうだ。
- ⑧⁹ 飛行機の実際の大きさと肉眼で見える大きさから、飛行機の飛んでいる高度を測ることができるそうです。
- ⑨⁰ うそばかりついているから、彼のいうことはどうしても信じることができない。
- ⑨¹ 真理を追い求めようとする人ならば、自己の意見を謙虚に反省することができる。
- ⑨² 月曜日なら、思う存分テニスの練習をすることができる。
- ⑨³ 日本の歴史を顧みると、現在のように平和が長く続いたことはないということを感じとることができます。

のように、文中において、条件の存在を示す「真理を追い求めようとする人ならば」或は「日本の歴史を顧みる」といった、『条件的なつきそい文』や原因の存在を示す「雪もふんだんにあるそうなので」とか「うそばかりついているから」とかといったような『原因的なつきそい文』が伴われることがしばしばである。『条件的なつきそい文』がその実現を可能にする条件的存在が仮定されているのに対し、『原因的なつきそい文』は、動作・状態の実現を可能にする条件がリアルに存在している。更に、興味をそそるのは、可能表現を表わす「可能動詞」「られる」「～(する)ことができる」が「過去の形」になった場合の意味的変化である。

- ⑨⁴ ぼくは、よく年の冬、ようやく妻子を東京へよびよせることができた。
- ⑨⁵ かれは一ヶ月ぐらい、ずっと神戸であそんでいた。ふところには五十万円ももっていたので、存分に遊ぶことができた。
- ⑨⁶ 昨日は、かぜもなおり、論文も書きおわったので、ほんとうにたくさん飲めた。
- ⑨⁷ わたしは、人に言えない心の中を日記に書けた。
- ⑨⁸ 文化祭のステージとなる舞台の骨組が、三日以上かかって、やっと作れた。
- ⑨⁹ ごご九時になってやっと会社を出ることができた。

このような過去の形の「～(する)ことができた」を述語にする可能表現の文は、ある動作・状態が、主体の意図的なはたらきかけによって実現するという、言わば、『実現』の意味を表わすものである。上例⑨⁴～⑨⁹の述語動詞を単なる過去形に置きかえることも可能であるが、しかし、それらの間には微妙な意味的違いが確かめられる。つまり、⑨⁴の「ようやく妻子を東京へよびよせることができた」を「ようやく妻子を東京へよびよせた」にしてみると、「よびよせた」が過去における動作・状態の存在を表現しているのに対して、「よびよせることができた」は、過去における動作・状態の実現を表現して、その動作・状態のあり方を写実的な描写から文法的に特徴づけている、という相違がうかがわれる所以である。この種の文においては、動作・状態の扱い手としてあらわれてくるのは、特別な場合を除いて、常に人間である。この期待し、意図する動作状態が、実行に移されて、現実的な存在へと移行するのだから、このような人間的な出来事が『実現』と

いう用語でよばれて然るべきであろう。

- ⑩ 警視庁も新聞記者も、ついに彼女の死についての真相を知ることができなかつた。
- ⑪ 退院したばかりの雪子は、目がくらんで、たかい階段をのぼりきることができなかつた。
- ⑫ 夫のみすばらしい服装を見たとき、彼女は夫をそのままかえすことができなかつた。
- ⑬ 捜しつづけていましたが、わたしはとうとう彼女をみつけることができなかつたのです。
- ⑭ 彼は何ごとについても、決断をくだすことができなかつた。
- ⑮ しかし、そのうらみを、彼女は公的な場所で公表することはできなかつた。

上例⑩～⑯は、いずれも「～(する) ことができなかつた」という形で可能表現を表わす文であるが、期待し、意図的にとめる動作・状態が実現しないという意味をいいあらわしている。「～(する) ことができた」の打ち消しであることから、一応、『非実現』或は『不実行』というふうに呼んでおくことにする。しかし、文法的な意味として『非実現』と『不実行』とを、どのように区別するかは、極めて難しい問題である。だから、『非実現』を広く解釈することですませるしかないのであろう。

4 他の表現との意味的相關関係

ちなみに、次の如き掲示がされている

- よい子はここで遊ばない。

これはおそらく子供たちに、このような危険な場所、公共施設の中で遊ぶな、という言葉であるに違いない。この言葉は、文法的には普通の叙述に過ぎず、その反対の意味としては、「悪い子はここで遊ぶ」にならなくもない。この「ここで遊んではいけない」とか「ここで遊ぶな」とか「ここで遊ぶべからず」とかいうような表現に比して、一見、これは子供たちに対するやさしさであるかのようにも見える。しかし、若し、「悪い子はここで遊ぶ」というニュアンスもこめられているならば、論理的には、危険な場所で、うっかりして一回ぐらい遊んだからといって、必ずしも悪い子とは限らない、ということが言えるのである。そうであるとすれば、これは子どもに対するやさしさでもなんでもなく、ただ、「悪い子」ときめつける大人の得手勝手であるとしか言いようがない。なにはともあれ、このような表現の真意が子供たちに正確に伝わっているようだが、そうすると、この言葉は意味的には、「ここで遊んではいけない」「ここで遊ぶな」「ここで遊ぶべからず」にかわって使われるのだから、つながっていると言っても過言ではないであろう。

可能表現も然りである。

- ⑩ 危険物は持ち込むことができない。
- ⑪ 便乗値上げのごときは断じて許せない。
- ⑫ ここではたばこを吸うことができない。
- ⑬ 無用の者は立ち入ることができない。
- ⑭ ここからは入ることができない。

上例⑩～⑪は「許容可能」の代表的なものであると言っていい。いずれも「～(する) ことができない」といった打ち消しの形をとっており、形態的には「可能」でありながら、実質的には、相手に対し不許可乃至は行為を禁じることを表わす「～(し) てはいけない」「～(す) べからず」に類似している。つまり、無特定の多数に向かっての、一種の禁止の表現である。そこで、「～(し) てはいけない」「～(す) べからず」に入れかえてみると、意味的に何の変化も生じないことに気づくのである。

- ⑩ 危険物は持ち込むべからず／持ち込んではいけない。
- ⑪ 便乗値上げのごときは断じて許すべからず／許してはいけない。
- ⑫ ここではたばこを吸うべからず／吸ってはいけない。
- ⑬ 無用のものは入るべからず／立ち入ってはいけない。
- ⑭ ここからは入るべからず／入っては行けない。

しかし、逆に、

- ⑮ 我々は二度とこのような戦争を起こしてはならない。

- ⑯ 他人のものをだまつて使ってはいけないよ。

を「～(する) ことができる」に入れかえてみると、

- ⑰ 我々は二度とこのような戦争を起こすことができない。

- ⑱ 他人のものをだまつて使うことができない。

というふうに、意味的な変化が生じることがわかる。つまり、⑯の「～(し) てはならない」は禁止というよりもむしろ、義務や責任としてそうするのが当然であると捉えられる事柄を述べるのに用いられる。したがって、特定の相手に対して、ある行為を禁じる場合よりは、一般論としてそのようなことは、どうあっても許されないという意を表わす場合に用いられることが多い、とされている。特に、自分自身に用いれば、禁止ではなく、決意の表明に近くなるから、⑮が、どことなく不自然さが感じられるのであろう。正しくは、「我々は二度とこのような戦争を起こしてはならない／起こすわけにはいかない」である。⑯の「～(し) てはいけない」は勿論、述語として相手に向けて発せられる場合、禁止の意を表わすのだが、また、一方で、「そうすることは好ましくない」という立場から、ある行為を認めようとしない場合にも用いられる。それゆえに、⑯も⑮から意味的にずれていることが察せられるのである。要するに、「～(する) ができる」との入れかえは、禁止を表わす「～(し) てはいけない」などの場合にしかできないということであろう。

- ⑲ もうガンバ大阪には、これ以上負けられない。

- ⑳ いくらあなたでも、このことだけは話すことができない。

- ㉑ 私が責任者だから、今日の会合は休むことができない。

㉒ 科学や技術の発達は望ましいことだが、だからといって自然を破壊するのを許すことができない。

⑫ いま、人手が足りなくて困っているから、彼を首にすることができるない。

⑬ この品物は、人手がかかっているので、そんなに安く売ることができない。

上例⑪～⑯も同じく「許容可能」の意を表わす文で、どちらかというと、動作主がある場面、事態に置かれて、何かをすることが不可能であること、つまり、そうすることが客観的な許容範囲内でないことを自分自身に言いきかせるようなものである。この類の文は、「～(す) べからず」、「～(し) てはいけない／ならない」とは共通するところがほとんどないので、いれかえると当然ながら、極めて不自然な表現となる。しかし、「～(する) わけにはいかない」と置きかえることができる。なぜなら、それが何かをしたいと思っても必然的にそうすることが、不可能な事態におかされている、という判断を表わす表現形式であって、⑪～⑯の「～(する) ことができる」と照応し、そういう面でつながっているからであろう。

⑭ もうガンバ大阪には、これ以上負けるわけにはいかない。

⑮ いくらあなたでも、のことだけは話すわけにはいかない。

⑯ 私が責任者だから、今日の会合は休むわけにはいかない。

⑰ 科学や技術の発達は望ましいことだが、だからといって自然を破壊するのを許すわけにはいかない。

⑱ いま、人手が足りなくて困っているから、彼を首にするわけにはいかない。

⑲ この品物は、人手がかかっているので、そんなにやすく売るわけにはいかない。

5. 結語

以上、日本語の可能表現の中心問題についての私見の骨組を示したが、まぎらわしくなりやすいところが多くしかも大変複雑な問題なので、まだまだ不十分なところが多い。特に、「能力可能」と「許容可能」の定義及びそれらの関係や他の表現との意味的な相関関係については、なおいろいろな角度からの観察が必要であろう。後考に待たなければならない。

諸賢の御叱正をお待ち申し上げる次第である。